
次期ごみ処理施設整備・運営事業

対面的対話の結果

令和5年8月4日

須恵町外二ヶ町清掃施設組合

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	落札者決定基準	8	第4章	—	—	非価格要素の定量化審査において審査する点	中項目：効率的な計量の提案書記載要領に「自己搬入の許可手続き合理化に関わる具体的な対処方法」とあり、令和4年12月5日のヒアリング議事録No.31に「第10号様式ごみ計量機の提案 直接搬入ごみ（町民）の受入にあたって、事前に町役場や組合において許可証を発行しています。本事業の実施に際しては、ネット上で許可証を発行することにより、町民の利便性の向上や施設側のごみ受け入れ、支払い等を円滑に行いたいと考えています。」とあります。ネット上で許可証を発行するシステムを導入した場合において、ネット上での予約に対応できない町民がおられることが予想されますが、現状の町役場、組合での許可証の発行は継続して実施されるとの理解で宜しいでしょうか。	ネット上での予約に対応できない町民に対する許可証の発行については組合で行う予定ですが具体的な方法については未定です。構成町が3町あり、それぞれの町で許可証を発行しています。発行の仕方については若干違うところもあります。第2、第4日曜日については、一部の町では当日発行をしている所もあります。そういったところをどうするかは、今から構成3町で協議しなければいけないところです。どのようなやり方にするかは今後落札者の提案内容を踏まえ、協議により決定します。
2	落札者決定基準	8	第4章	—	—	非価格要素の定量化審査において審査する点	令和5年5月11日付「入札説明書等に関する質問への回答（第1回）」（落札者決定基準）No.3「中項目の環境負荷の低減の小項目に【建/運】焼却残渣量の低減とあり、要求水準書122頁に飛灰は資源化が困難な場合に最終処分することを考慮しとありますが、飛灰を最終処分した場合の焼却残渣量の低減の提案について、評価されるとの理解で宜しいでしょうか。」との質問に対して、ご回答は「お見込みのとおりです。」とございますが、最終処分に関連する機器等のメンテナンス計画を考えると、20年間の想定される運転期間についてご教示頂けないでしょうか。	焼却残渣量（焼却灰及び飛灰）そのものを削減するための対策について提案を求めるものです。焼却残渣は、資源化することを原則としています。本施設あるいは焼却残渣の資源化を委託する民間事業者の施設における事故、トラブル、焼却残渣の市場性の変化等により、資源化ができない状況が発生した場合のみ埋立処分することが想定されます。そのため、期間を明示できません。埋立処分する際の経費に関しては、運営事業者と協議の上、実費での精算を予定しています。
3	要求水準書	35	第2部	第1章	第3節	9 仮設工事(6)	「仮設事務所や駐車場等に必要な用地を工事範囲内に確保することも可とする。これに使用する用地は、敷地引渡後竣工までの期間において無償貸与とする。ただし、本組合が安全かつ妥当な範囲と認めた場所とし、詳細は本組合と協議のうえ、決定する。」とありますが、ごみ固形燃料化施設（RDF棟）の北東側にある緑地を仮設事務所や駐車場等として利用させて頂くことは可能でしょうか。また、他に貸与できる範囲があれば、ご教示頂けないでしょうか。	工事期間中の組合職員及び各施設従業員の駐車場、車両動線を確保する必要があります。利用可能箇所は以下のとおりです。 ・組合敷地北東側、町道乙犬切通線からごみ固形燃料化施設東南側まで通じる通路 ・組合敷地内北東側、町道乙犬切通線に沿った三角形の用地 ・ごみ固形燃料化施設北東側の周回道路を挟んだ法肩までの用地の一部
4	落札者決定基準	8	第4章	—	—	非価格要素の定量化審査において審査する点	中項目：災害復旧支援の提案書記載要領に「災害廃棄物を円滑に処理するための具体的な受入、処理計画」とありますが、既存施設を含む敷地内における災害廃棄物の仮置場として使用可能な範囲があればご教示頂けないでしょうか。	（次期ごみ処理施設稼働後に）ごみ固形燃料化施設を解体し、そこを広場にすることを検討しています。災害が起きた場合につきましては、災害の大きさにもよりますが、この広場の一部あるいは全部が災害廃棄物の仮置場として利用することを想定しています。なお、現状において、ごみ固形燃料化施設の解体及び広場の整備時期は確定していません。
5	要求水準書	122	第2部	第2章	第8節	灰出設備	「飛灰は、資源化処理を行うことを基本とする。また資源化が困難な場合に最終処分することも考慮し、」とありますが、用役費について、最終処分時に使用する飛灰処理薬剤は見込まないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。NO.2の回答をご参照ください。
6	要求水準書	128	第2部	第2章	第8節	9 飛灰定量供給装置	令和5年5月11日付「入札説明書等に関する質問への回答（第1回）」（要求水準書）No.45において、飛灰定量供給装置は要求水準書のとおりのご回答をいただいておりますが、飛灰貯留槽から粉粒体運搬車と飛灰処理系に振り分ける必要があり、テーブルフィーダを設置しても、配置上別途後段にコンベヤを配置する必要があります。飛灰処理系では、混練機側で定量性を確保することを条件にスクリューコンベヤの採用をお認め頂けないでしょうか。	提案を可とします。なおその場合、同等以上の機能を有することができることを提案書添付資料（様式第16号）として提示してください。
7	様式集	様式第15号-2-3	—	—	—	エネルギーの有効活用等	年間売電力量には、リサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟の年間消費電力量を見込んだ値を記載することとありますが、リサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟の年間消費電力量は2022年度の実績である下記の値を見込むとの理解で宜しいでしょうか。 年間消費電力：439,713kWh/年 (リサイクルプラザ：372,361kWh/年、プラザ・管理棟、工房棟：67,352kWh/年)	お見込みのとおりです。
8	様式集	様式第15号-2-3(別紙1)	—	—	—	電気関係調書⑤発電量等(詳細)	契約電力量には、リサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟に必要な電力量も見込むとのこととありますが、リサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟への最大送電容量は2022年度の実績である586kWを確保した上で、必要な契約電力を事業者にて決定するとの理解で宜しいでしょうか。 契約電力：586kW(リサイクルプラザ：546kW、プラザ・管理棟、工房棟：40kW)	お見込みのとおりです。
9	様式集	様式第15号-2-3	—	—	—	エネルギーの有効活用等	焼却施設の定期点検期間中のリサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟の電気料金のご負担所掌は貴組合ですので、本様式に記載する年間買電量は、焼却施設に必要な年間買電量との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	要求水準書	218	第2部	第5章	第3節	1 給水設備	「本施設からリサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟等へ給水するために必要となる上水及び井水の切替工事を行うこと。（既設受水槽の更新等も含む）」とありますが、上水について、既設図面から、リサイクルプラザ棟には水道本管からの引き込みとなっており、ごみ固形燃料化施設を経由しておりませんので、本施設からの切替は不要とし、既設受水槽のみの更新を実施するとの理解で宜しいでしょうか。	上水については、ごみ固形燃料化施設経由となっており、要求水準書に示す切替工事が必要です。後日、既存施設の図書類閲覧及び現場確認の機会を設けます。現状を把握したうえで提案して下さい。（後日、閲覧、現場の確認を実施）
11	要求水準書	218	第2部	第5章	第3節	4 計装設備	令和5年5月11日付「入札説明書等に関する質問への回答（第1回）」（要求水準書）No.89「リサイクルプラザの運転状況の監視、故障、異常、火災の把握が行えるよう必要な切替工事を行うこと」とありますが、信号取合点の場所、必要点数、信号種別をご教示頂けないでしょうか。」という質問に対し、ご回答は「入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。」とあります。既設図面で現状のハードウェア構成については確認できましたが、新設棟DCSで既設リサイクルプラザのどの範囲の運転状況又は故障・異常・火災の監視が出来るようにすべきかについて判別が出来ないため、取り合う信号の必要点数、信号種別をご教示頂けないでしょうか。	信号などの種別については、既存施設の図書類閲覧及び現場確認の機会を設けます。現状を把握したうえで提案してください。（後日、閲覧、現場の確認を実施）
12	要求水準書	21	第2部	第4章	第2節	溶出基準について	(追加質問) 飛灰は資源化処理を行うことを基本とするが、飛灰処理物の公害防止基準において最終処分を想定した溶出基準の記載が要求水準書にあります。資源化処理時に遵守すべき基準があればご教示頂けないでしょうか。	要求水準書に記載の溶出基準は最終処分時の基準です。資源化の受入先は決まっていないが、資源化を行っている事業者への調査によると特に厳しい基準は示されていないので、それを前提としてください。主灰についても飛灰と同様の考え方とします。